



福島医発第1940号(地)

平成22年1月21日

各 医 師 会 長 殿

福島県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「新 医事紛争を起こさない為には もし紛争になった時は」(冊子)
の訂正について (お願い)

標記については、平成21年3月に発行し、貴会より各会員へ配布いただいておりますが、初版の発刊から社会情勢の大幅な変化もあり、このたび法曹関係者から個人情報保護法解釈の相違による実情に即さない箇所の指摘がありました。

つきましては、別添のように訂正いたしますので、貴会会員への周知方何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、福島県医報(2月号)に掲載しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 福富稔明
医事調停副担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

「新 医事紛争を起こさない為には もし紛争になった時は」の訂正

(冊子)

平成22年1月

訂正箇所

23 ページ 9 行目～12 行目 削除

~~「カルテをはじめ、診療に関する書類、諸検査結果等の開示は、法的には医師の裁量権に委ねられており、患者本人から提示を求められた場合でも、“正当な事由”がない場合には開示する必要がなく、カルテ、検査データを見ながら相手が納得するよう、懇切丁寧に説明すれば事足りる。」~~

※ 個人情報保護法第 25 条では、原則として開示に応じなければならないことになっている。但し、開示を拒みうる理由(第 25 条 1 項 1 号～3 号)があれば開示を拒むことができる。

23 ページ 19 行目～21 行目 削除

~~「証拠保全ではなく、法定代理人または単に患者側の弁護士からのカルテ及び関係書類の提出要請に対しては、要点だけを文書又は口頭で報告すれば良く、コピーでさえも渡す義務はない。」~~

※ 個人情報保護法第 29 条では、法定代理人等、患者本人が委任した代理人は、開示を求めうる者としており、これら代理人から開示を求められた場合は原則として開示に応じなければならない。

また、開示内容について、要点のみの説明で開示請求者が納得すればよいが、医療情報本体を求められれば原則応じなければならない。

▼診療情報の提供に関しての詳細は、日本医師会の「診療情報に関する提供の取扱い指針(平成18年)」をご参照ください。